

台風19号による大規模災害！ ～ 災対法を適用した道路啓開（放置車両の移動）～

川口 真広

関東地方整備局 長野国道事務所 管理第一課 (〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145)

2019年10月に来襲した台風19号（令和元年東日本台風）に伴う降雨により、長野県穂保地区において千曲川堤防が決壊し、広範囲に亘り冠水した。当該地区を通過する国道18号においてもおよそ6kmに亘って冠水し通行不能となった。

早期に被災地への通行を確保するため国道18号の復旧作業を迅速に進めるにあたり、浸水した放置車両が支障となったため、災害対策基本法に基づく車両移動を行ったことから、その実施内容を報告するとともに、今後の課題について検討する。

キーワード 災害、道路啓開、令和元年東日本台風

1. はじめに

令和元年東日本台風は、2019年10月12日に日本に上陸し、東日本を中心に記録的な大雨をもたらした。長野県においては大雨の影響で千曲川堤防が決壊するなど、5名が死亡、住宅916棟が全壊、2496棟が半壊する被害が生じた。¹⁾

(1) 長野県における台風の経過

2019年10月12日15時30分、長野県に大雨特別警報が発表された。その後、県内の各河川において氾濫危険水位を超過する箇所が多数発生した。

10月13日0時50分頃、千曲川の長野市穂保地区において越水が確認された。その後、同5時30分頃、同地区の堤防が決壊し、約9.5km²が浸水被害を受けた。

(2) 長野国道事務所の対応

長野国道事務所の管轄する国道18号においては、千曲川の長野市穂保地区での越水の影響を受け国道が冠水し、10月13日2時50分より当該区間を通行止めとした。

その後、堤防が決壊したことから、国道18号は約6kmにわたり冠水範囲が広がった。（写真-1）

長野国道事務所は、堤防決壊後の水が引き始めた10月13日20時より、冠水箇所の復旧作業を開始した。なお、復旧作業は主として道路に堆積した土砂・ごみの撤去である。



写真-1 国道18号の冠水状況（ドローン撮影）

2. 災対法（第76条の6）の区間指定

復旧作業を迅速に進めるにあたり、浸水して動かなくなった放置車両が支障となったことから、災害対策基本法（以下、災対法という。）に基づく車両の移動を行うこととした。

(1) 災対法上の道路啓開の扱い

東日本大震災や2014年2月の大雪を受けて、2014年11月21日に災対法が改正され、災害時に緊急車両通行のため道路管理者が車両移動することが可能となった。また、この運用について、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（以下、手引きという。）が国土交通省道路局から発出されている。

具体の流れとしては、災害発生後、道路管理者が道路

啓開の必要性を判断し、道路区間の指定を行う。その後、指定区間内の車両に対し、移動を命令し、また道路管理者自ら車両等の移動を行うことを可能としている。

(2) 指定の判断

国道18号の復旧作業を迅速に進めるにあたり、浸水して動かなくなった放置車両が支障となったことから、当該区間の通行止めから約21時間後の10月14日0時付けで、国道18号の延長7,950m区間（図-1）に対して、災対法第76条の6に基づく道路区間の指定を行った。災対法指定手続きの前に、長野県・長野市・須坂市と調整を行い、各自治体とも今回の堤防決壊による浸水範囲を含む道路を管理していることから、一体的に指定をかけることで効果的に道路啓開が可能となるため、連携して同日付で指定を行った。また、連名での記者発表を行った。

長野県は19箇所38.3kmを指定、長野市・須坂市では浸水地区に存する道路区間の指定を行った。

(3) 指定の周知

指定道路区間については、記者発表、ホームページへの掲出、twitterでの情報提供、通行止め区間への看板掲出を行った。

(4) 指定後の状況

国道18号において、区間指定時点では国道上に車両が多数放置された状態であり、復旧作業や車両通行の大きな支障となっていた。

なお、これら車両の多くは国道沿いの中古車販売業者の車両であることが確認でき、販売業者の自発的な撤去により、大半の放置車両は10月14日中に解消された。

3. 放置車両の移動

道路上の水が完全に引き本格的な啓開が可能となったことから、10月15日未明に現地調査を行ったところ、復旧作業及び車両通行の支障となる放置車両が3台残っていることを確認した（図-1）ことから、災対法第76条の6第3項に基づき車両移動を行うこととした。

(1) 事前準備

車両移動を行うにあたり、現地作業を効率的に行うため事前準備が重要である。

作業体制として、責任者、実作業を行う者のほか実施記録の必要性を考慮し、職員4名の体制を組んだ。また、車両移動を行う協定会社の社員および重機を手配した。

職員の所持品としては身分証や手引き、各種用紙（命令書、掲示用紙、車両移動記録票）、筆記用具類、貼付用のテープ、カメラ、呼びかけ用の拡声器など。特

筆すべきものとして、現地在浸水地域内であること、今後の降雨が予想されることから、用紙が濡れないように収納できるケースや、掲示する場所がない場合に備えてカラーコーンを用意した。

(2) 車両移動

現地において、手引きに従い以下の手順で車両移動を行った。3台の移動には約1時間を要した。

a) 放置車両への移動命令書の貼付

移動命令書（図-2）を放置車両に貼付し、車両の状況を確認、撮影した。

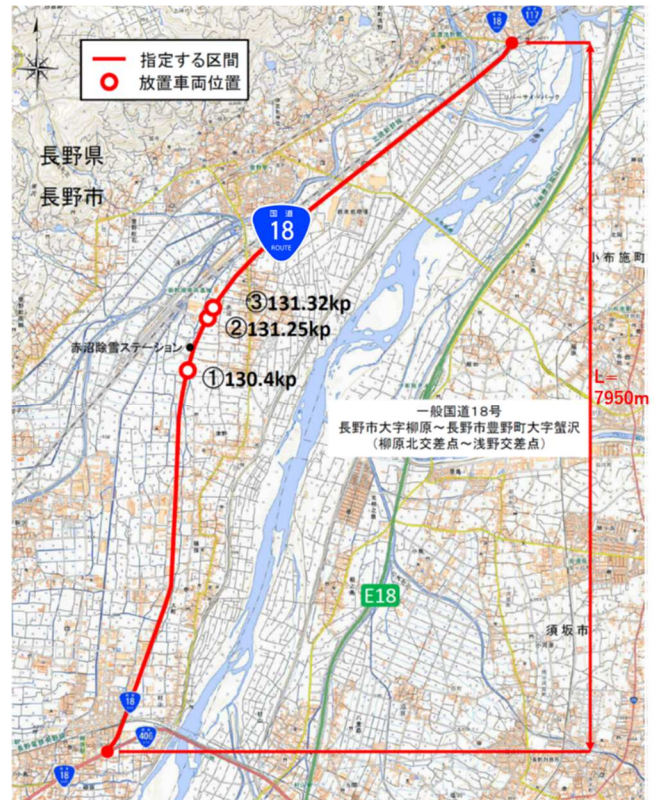


図-1 災対法指定範囲・放置車両の位置図

令和元年 月 日	
運転者各位	
国土交通省関東地方整備局長	
災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく移動命令について	
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。	
緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。	
記	
指定理由：緊急通行車両の通行確保のため	
担当：長野国道事務所 電話 026(264)7001	

図-2 移動命令書

(3) 移動後の対応

一時保管場所から車両を引き取ってもらうため、車両ナンバー等を元に、運輸支局等に照会を行い、車両所有者を特定した。

3台中2台については、いつの間にか車両が無くなっており、事後的に所有者が引き取ったことを確認した。残る1台については、事前に連絡を受けたことから、引き取り時に立ち会いを行い、無事引き渡した。

(4) 通行止めの解除・指定解除

車両移動完了からおよそ15時間後の10月15日22時、国道18号が通行可能な状態まで復旧できたことから、同区間の通行止めが解除となった。

自治体の管理道路については、結果として車両移動は発生しなかった。

災対法の指定解除は、およそ1ヶ月半後の12月2日に行った。市道部において、民地からの土砂撤去と道路復旧が並行して進められていたために指定から解除まで時間を要したもので、指定時同様に自治体と連携し、同日付の解除となった。また、記者発表についても連名で行った。

4. 車両移動における課題

(1) 移動先・移動方法の確保

今回の事例においては、放置車両3台がある程度近接しており、その範囲内に車両を一時保管できる除雪ステーションがあったことから、移動先の選定には苦慮しなかったが、近傍にそういった施設が無いことも想定される。

車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは他人の土地を一時使用できるとされているが、周辺にスペースや公有地が無い場合に限られること、使用による損失は補償することとなっているため、啓開作業にあたる前段階で移動先の選定、それが道路以外である場合は管理者との調整が必要になると考えられる。

また、移動方法についても、今回のようにフォークリフトを用意できない場合はレッカー移動等が想定される。特に大雪の場合は重機の持ち込み自体が難しいことも想定され、移動による車両の損傷は補償することとなるため、事前・事後の確認は十分に行い、また可能な限り損傷しない方法を選定するべきである。

(2) 移動先での車両管理

今回の事例においては、車両の所有者が道路管理者への連絡無しに、車両の一時保管場所から引き取られたケースがあった。一時保管場所を施錠する等の対応もあり得るが、除雪ステーションは復旧車両等の駐車場としても使用していることから困難であった。所有者から移動前に確実に連絡をもらい、所有者であることを確認の上移動してもらえよう、車両に貼付する用紙への記載の工夫が必要と考える。

また、この一時保管場所に移動した車両の管理について、道路管理者がどこまで管理責任を負うのか明確でないことから、所有者でない者による持ち去り等が発生しないような対策を検討すべきと思われる。

(3) 水害以外の道路啓開

今回の事例においては、冠水した範囲内の放置車両の移動であったことから、車両所有者が近傍に不在であること、また車両を自ら運転して移動させることが困難であるという前提での作業となった。しかし、大雪等による場合は、車両所有者が近傍におり、運転も可能である可能性が高いことから、その場での呼びかけや短時間の車両掲示では事前周知が不十分な可能性がある。

そういった場合には、近隣の避難所等での呼びかけや掲示、SNSやエリアメール等を活用するなど、車両所有者が事前に情報を得て、自発的に車両移動を行うことを選択できるようにする必要があると考えられる。

5. まとめ

長野国道事務所としては初の災対法による道路啓開となり、指定から実際の車両移動まで手探りで進めることとなったが、幸い大きな支障なく処理ができ、結果として道路の早期復旧・開放につながったものとする。

全国で見ても実際に車両移動を行ったケースは限られると思われる。災害が起きないに越したことはないが、万が一の際には今回の知見が生かすことがあれば幸いである。

参考文献

- 1) 内閣府：令和元年台風第19号等に係る被害状況等について(令和2年2月12日9時00分現在)